



三重県公報

平成15年3月31日(月)

号外

目次

規則

- 三重県国民健康保険保険財政広域化支援事業貸付金等貸付規則…………… (生活保障チーム) 1
- 知的障害者福祉法施行細則を廃止する規則…………… (障害福祉チーム) 24
- 三重県警職員定員条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… (公安委員会) 24

規則

三重県国民健康保険保険財政広域化支援事業貸付金等貸付規則をここに公布します。

平成十五年三月三十一日

三重県知事 北川正恭

三重県規則第四十号

三重県国民健康保険保険財政広域化支援事業貸付金等貸付規則

(趣旨)

第一条 この規則は、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を図るために貸し付ける保険財政広域化支援事業貸付金及び保険財政自立支援事業貸付金について必要な事項を定めるものとする。

(貸付け)

第二条 貸付金の種類、貸付対象及び貸付限度額は、別表のとおりとする。

(保険財政広域化支援事業貸付金等の貸付けの申請)

第三条 保険財政広域化支援事業貸付金の貸付けを受けようとする市町村(国民健康保険事業を行う一部事務組合又は広域連合を含む。以下同じ)は、貸付けを受けようとする年度の二月末日までに、保険財政広域化支援事業貸付金申請書(第一号様式)に保険料平準化計画(第二号様式)その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 保険財政自立支援事業貸付金の貸付けを受けようとする市町村は、貸付けを受けようとする年度の二月末日までに、保険財政自立支援事業貸付金申請書(第三号様式)に財政安定化計画(第四号様式)その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定等)

第四条 知事は、前条の規定により申請書が提出された場合は、その内容を審査し、貸付けをすることが適当と認めるときは、保険財政広域化支援事業貸付金又は保険財政自立支援事業貸付金(以下「貸付金」と総称する。

)の貸付け及び貸付けの額を予算の範囲内で決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定をしたときは、その旨を当該市町村に通知するものとする。

(貸付金の利子)

第五条 貸付金は、無利子とする。

(貸付金の請求等)

第六条 第四条第二項の規定により通知を受けた市町村は、貸付金の貸付けを受けようとするときは、請求書(第五号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書の提出があつたときは、速やかに貸付金を貸し付けるものとする。

3 貸付金の貸付けを受けた市町村は、直ちに借用証書(第六号様式)を知事に提出しなければならない。

(償還期限)

第七条 貸付金の貸付けを受けた市町村は、貸付けを受けた日の属する会計年度の翌々年度から三箇年度におい

て毎会計年度の十二月末日までに償還する。ただし、第九条の規定により繰り上げて償還をしようとするときは、この限りでない。

(償還の猶予)

第八条 知事は、貸付金の貸付けを受けた市町村が災害その他特別の理由により貸付金を償還することが著しく困難な場合で特に必要と認めるときは、償還期限の到来していない貸付金の償還を猶予することができる。

2 前項の規定により償還の猶予を受けようとする市町村は、償還期限の二十日前までに、償還期限延長申請書(第七号様式)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により申請書が提出された場合は、その内容を審査し、償還の猶予及びその期限を決定したときは、その旨を当該市町村に通知するものとする。

(任意の繰上償還)

第九条 貸付金の貸付けを受けた市町村は、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

2 前項の規定により貸付金を繰り上げて償還しようとする市町村は、償還期限の二十日前までに、繰上償還申出書(第八号様式)を知事に提出しなければならない。

(延滞金)

第十条 知事は、貸付金の貸付けを受けた市町村が正当な理由なく償還を怠ったときは、三重県税外収入通則条例(昭和三十九年三重県条例第十三号)第五条及び附則第六項の規定の例により算定した金額を延滞金として徴収することができる。

(繰上償還)

第十一条 知事は、貸付金の貸付けを受けた市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、当該貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げて償還させることができる。

一 貸付金に係る請求額を不当に過大に見込んだことにより、貸付金の額が不当に過大となったと認められるとき。

二 偽りその他不正の手段により、貸付金の貸付けを受けようとしたとき。

三 貸付金を目的以外の目的に使用したとき。

(報告及び調査)

第十二条 知事は、必要があると認めるときは、貸付けを受けた市町村に対し、貸付金に関する事項について報告を求め、又はその業務について実地に調査することができるものとする。

(補則)

第十三条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

別表(第二条関係)

貸付金の種類	貸 付 対 象	貸 付 限 度 額
保険財政広域化 支援事業貸付金	市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第二条第一項の市町村の合併をした市町村又は国民健康保険事業の運営の広域化を行った市町村であつて、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定による保険料(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。以下同じ。)の引上げが必要となつたもの	引上げが必要となつた保険料を賦課した場合の賦課総額から引上げ前の保険料を賦課した場合の賦課総額を減じて得た額の範囲内において平準化計画に基づき知事が適当と認める額
保険財政自立支 援事業貸付金	現年度において社会経済情勢の変化その他の事由により国民健康保険事業に係る財政収支が不均衡な状況にある市町村 翌年度において社会経済情勢の変化その他の事由により保険料の急激な引上げが見込まれる市町村	当該年度の国民健康保険事業特別会計において不足すると見込まれる額の四分の三の範囲内において財政安定化計画に基づき知事が適当と認める額 保険料を据え置いた場合に国民健康保険事業特別会計において不足すると見込まれる額の二分の一の範囲内において財政安定化計画に基づき知事が適当と認める額

第1号様式(第3条関係)

第 号
年 月 日

三重県知事 様

市町村長 印

保険財政広域化支援事業貸付金申請書

保険財政広域化支援事業貸付金の貸付けを受けたいので、三重県国民健康保険保険財政広域化支援事業貸付金等貸付規則第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 借入額 円
- 2 貸付条件 三重県国民健康保険保険財政広域化支援事業貸付金等貸付規則のとおり

第2号様式(第3条関係)

保険料平準化計画

新保険者番号		新保険者名	
--------	--	-------	--

旧保険者番号1		旧保険者名1	
旧保険者番号2		旧保険者名2	
旧保険者番号3		旧保険者名3	

1 保険財政の広域化

(1) 広域化の種類

市町村合併	・	一部事務組合	・	広域連合
-------	---	--------	---	------

(2) 広域化の時期

年	月	日
---	---	---

(3) 上記時期以降の広域化の予定

--

2 各旧保険者における国民健康保険事業の状況(旧保険者ごと)

旧保険者番号	旧保険者名
--------	-------

(1) 国民健康保険被保険者の加入状況(直近3年度)

年 度	総 数		国保被保険者数		加入率		
	世 帯	人 口	国保世帯数	被保険者数	うち一般 被保険者数	世 帯 数	被保険者数
年度							
年度							
年度							

(2) 所得階層別国民健康保険世帯及び被保険者の状況(直近年度)

(年度)

	所得なし	～ 50 万円 未 満	50 ～ 100 万円未 満	100 ～ 150 万円未 満	150 ～ 200 万円未 満	200 ～ 300 万円未 満	300 ～ 400 万円未 満
国保世帯数							
被保険者数							
	400 ～ 500 万円未 満	500 ～ 600 万円未 満	600 ～ 700 万円未 満	700 ～ 800 万円未 満	800 ～ 900 万円未 満	900 ～ 1,000 万円未 満	1,000 万円 超
国保世帯数							
被保険者数							

(3) 保険料(税)賦課状況(借入年度の前年度以前3年度)

(医療分)

年 度	保 険 料 (税) 率				応能・応益割合		1人当たり調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応 能 割	応 益 割	
年度							
年度							
年度							

所得割按分方式【旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他()】

(介護分)

年 度	保 険 料 (税) 率				応能・応益割合		1人当たり調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応 能 割	応 益 割	
年度							
年度							
年度							

所得割按分方式【旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他()】

(4) 保険料(税)軽減世帯の状況(直近3年度)

	国保世帯数					減免世帯数
		軽減世帯数				
		7(6)割軽減	5(4)割軽減	2割軽減		
年度	100%					
年度	100%					
年度	100%					

注 上段には世帯数を、下段には構成比を記載してください。

(5) 保険料(税)収納状況(直近3年度)

年 度	年 度	年 度	年 度
収納率(%)			

(6) 保険給付の状況(直近3年度)

区 分	年 度	年 度	年 度
療養の給付			
療養費			
高額療養費			
入院時食事療養費			
移送費			
出産育児一時金			
葬祭費			
計			

注 各年度欄の上段には給付種別ごとの被保険者1人当たり給付額(療養の給付、療養費、入院時食事療養費及び移送費)又は1件当たり支給額(出産育児一時金及び葬祭費)を、下段には給付種別の給付額の総額を記載してください。

(7) 国民健康保険特別会計財政収支の状況(直近3年度)

		年度		年度		年度	
		全 体	一般被保険者分	全 体	一般被保険者分	全 体	一般被保険者分
入	保険料(税)						
	国庫支出金						
	療養給付費等交付金						
	都道府県支出金						
	一般会計繰入金(法定分)						
	一般会計繰入金(法定外)						
	基金繰入金						
	繰越金						
	支援基金借入金						
	その他						
	合 計						
出	総務費						
	保険給付費						
	老人保健拠出金						
	介護納付金						
	保健事業費						
	支援基金償還金						
	前年度繰上充用金						
	その他						
	合 計						
	収支差引額						
	国庫支出金精算額等						
	精算額控除後差引額						
	単年度経常収支						
	基金等保有額						

(8) 備考

3 新保険者における国民健康保険事業の運営方針

(1) 保険料(税)平準化の基本方針

基本方針

--

平準化までの期間

年度から	年度まで	年度間
------	------	-----

(2) 借入額等

借入希望額		円
-------	--	---

積算

--

次年度以降の借入予定

--

(3) 償還予定額及び対処方針

年 度	年 度	年 度	年 度
償還予定額			

対処方針

--

(4) 保険料（税）賦課

ア 借入年度における賦課の状況

(医療分)

	保 険 料 (税) 率				応能・応益割合		1人当たり調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応 能 割	応 益 割	
新保険者							
旧保険者 1							
旧保険者 2							
旧保険者 3							

所得割按分方式

新保険者	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他 ()
旧保険者 1	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他 ()
旧保険者 2	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他 ()
旧保険者 3	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他 ()

(介護分)

	保 険 料 (税) 率				応能・応益割合		1人当たり調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応 能 割	応 益 割	
新保険者							
旧保険者 1							
旧保険者 2							
旧保険者 3							

所得割按分方式

新保険者	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他 ()
旧保険者 1	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他 ()
旧保険者 2	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他 ()
旧保険者 3	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他 ()

イ 次年度以降償還期間における賦課の方針

--

(5) 借入年度における国民健康保険特別会計予算の状況

		全 体		次年度以降の見込み
		一般被保険者分		
入	歳	保険料(税)		
		国庫支出金		
		療養給付費等交付金		
		都道府県支出金		
		一般会計繰入金(法定分)		
		一般会計繰入金(法定外)		
		基金繰入金		
		繰越金		
		支援基金借入金		
		その他		
	合 計			
出	歳	総務費		
		保険給付費		
		老人保健拠出金		
		介護納付金		
		保健事業費		
		支援基金償還金		
		前年度繰上充用金		
		その他		
	合 計			
		収支差引額		
		基金等保有額		

(6) 関連する取り組み

ア 広域化に係る広報啓発関係

イ 収納率向上関係

ウ 医療費適正化関係

エ その他

第3号様式(第3条関係)

第 号
年 月 日

三重県知事 様

市町村長 印

保険財政自立支援事業貸付金申請書

保険財政自立支援事業貸付金の貸付けを受けたいので、三重県国民健康保険保険財政広域化支援事業貸付金等貸付規則第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 借入額 円
- 2 貸付条件 三重県国民健康保険保険財政広域化支援事業貸付金等貸付規則のとおり